

平成31年度 福島県立長沼高等学校Ⅲ期選抜募集要項

〒962-0203 福島県須賀川市長沼字子ッ橋^ね58
電話(0248)67-2185

※Ⅲ期選抜はⅠ期選抜、Ⅱ期選抜により定員を充足しない場合において実施する。

1 募集定員

課程	学科	募集定員
全日制	普通科	定員80名からⅠ期選抜とⅡ期選抜の合格者数を除いた数

2 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願資格

出願資格については、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜に合格した者は、出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは平成31年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 出願期間

平成31年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号、82円切手を貼付）を同封の上、平成31年3月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（福島県教育委員会において作成したもの）
 - ② 平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。福島県教育委員会が定めた所定の様式）
 - ③ 受験票用紙（福島県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（福島県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
本校に問い合わせること
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

なお、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。

その際、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

また、Ⅰ期選抜又はⅡ期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校や保健室等登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。提出は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 志願者は自己申告書を提出した場合、本校校長から自己申告書受領書の交付を受ける。
- (3) 提出期間は、平成31年3月15日（金）から3月20日（水）までとする。
郵送の場合には、平成31年3月20日（水）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた者に対し、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。ただし、入学検定料納付済証明書については、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

9 出願先変更

出願者は、平成31年3月19日（火）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法

- (1) 調査書の審査結果、面接の結果、作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、学ぶ意欲やその教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。
- (2) 選抜資料については次のとおりとする。
 - ① 調査書 「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は35点満点とし、合計170点満点とする。
 - ② 面接 個人面接とし、志願者の学ぶ意欲をみるとともに、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、社会、数学、理科、英語）を含む。面接については、段階評価する。
 - ③ 作文 出題されたテーマについて500～600字でまとめる。作文については、段階評価する。
- (3) 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、差等をつける資料としない。
- (4) 志願者から自己申告書の提出があった場合には、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

12 作文及び面接の日時及び会場

- 1 日 時 平成31年3月22日(金) 午前9時～
- 2 会 場 本校教室
- 3 集 合 午前8時20分までに本校体育館に集合すること
- 4 日 程

9:00 9:50 10:10

作 文	休 憩	面 接
-----	-----	-----

(50分) (20分)

- 5 持参するもの
受験票、上ばき、筆記用具

13 合格者発表

- (1) 平成31年3月25日(月)午後3時以降に発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。その際、受験票を提出すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 障がい等のある志願者に対する配慮

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ① 志願者は事前に、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」(福島県教育委員会が定めた所定の様式)を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(福島県教育委員会が定めた所定の様式)と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 志願者は事前に、「受験上の配慮申請書」(福島県教育委員会が定めた所定の様式)を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
 - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。